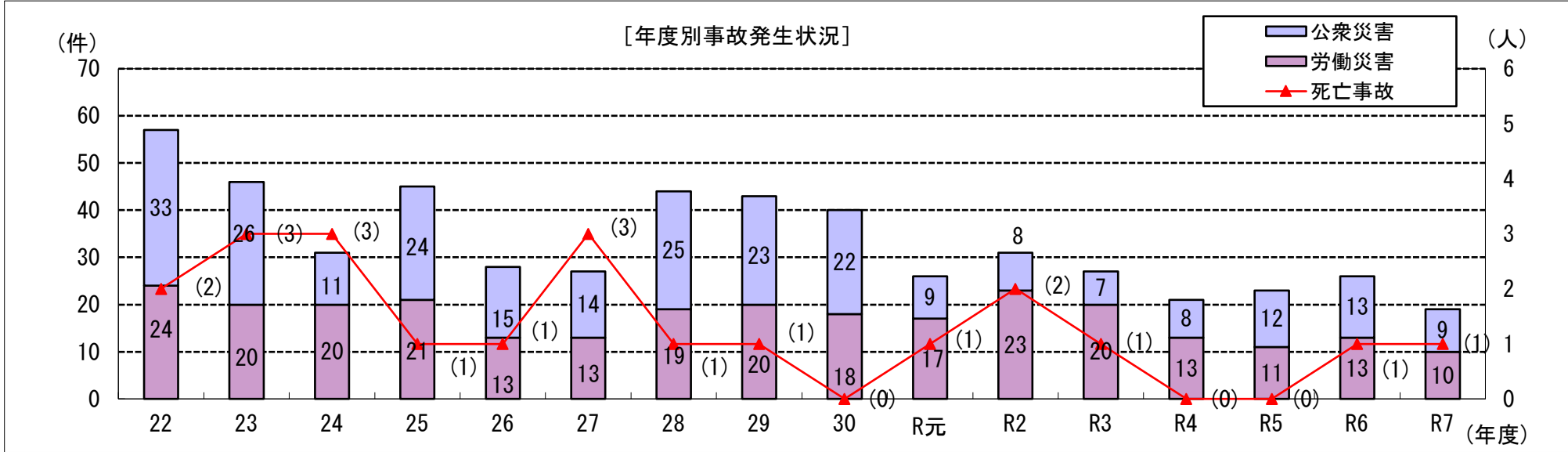


令和 7 年度の事故発生状況

[年度別事故発生状況]

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発生 件数	労働災害	(2) 24	(3) 20	(2) 20	(1) 21	(1) 13	(3) 13	(1) 19	(1) 20	18	(1) 17	(1) 23	(1) 20	13	11	(1) 13	(1) 10
	公衆災害	33	26	(1) 11	24	15	14	25	23	22	9	(1) 8	7	8	12	13	9
合 計		(2) 57	(3) 46	(3) 31	(1) 45	(1) 28	(3) 27	(1) 44	(1) 43	42	(1) 26	(2) 31	(1) 27	21	23	(1) 26	(1) 19

※河川、道路、公園事業における事故（港湾空港部、営繕部除く）
※（ ）書は、死者数で内書。
※直轄工事において発生したすべての事故を計上。
※労働災害とは、工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故。
※公衆災害とは、工事作業が起因して、第三者が死傷または第三者に損害を与えた事故。



令和 7 年度の事故について

- 令和 7 年度は **1 9 件** の事故が発生（労働災害：1 0 件、公衆災害 9 件）
- 死亡事故は 1 件

《主な事故の概要》

- バックホウによる法面整形作業時に、立入禁止範囲の明示や誘導員の配置を行わないまま、別の作業員が測量作業を行っていたところ、バックホウが測量中の作業員に気付かず接触。（労働災害・死亡事故）
- 河川の除草工事において、当日作業が完了し解散した後、下請の判断により翌日の準備作業をしていたところ、架空線に接触。（公衆災害）
- 土砂運搬において、作業効率を優先するために、誘導員の判断により作業計画とは異なる場所に土砂を下ろした際に架空線に接触。（公衆災害）
- 集水枡設置作業において、当初 2 t ダンプトラックで運搬予定だったが、ダンプの到着が遅れたため、バックホウオペレーターの判断で作業指示と異なる吊り移動運搬中に架空線に接触（公衆災害）

※主な事故要因として、
“当事者の独自の判断”や“作業手順の不備” “作業関係者間のコミュニケーション不足”が挙げられる。

令和 8 年度 事故防止対策

九州地方整備局の工事事故防止目標：受発注者間連携による事故ゼロを目指して！

事故防止重点項目	
① 架空線・地下埋設物切断事故の防止	
② 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止	
③ 墜落・転落事故の防止	
事故防止対策	
① 受発注者及び元請・下請間の 日頃からのコミュニケーションの充実	赤字：今年度のポイント
② 作業員及び元請技術者（現場代理人等）が 作業手順を確認した上での作業を徹底	
③ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実（※事務所幹部職員等の積極的関与）	
④ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー	

令和8年度 工事(業務)事故防止対策

令和7年度 工事現場での事故等の傾向

発生事故等の傾向

- 現場で発生した事案においては「**切断**」「**建設機械**」「**その他**」の順に多い
- 「**予定外作業**」に対する対応」「**認識不足**(コミュニケーション不足を含む)」
- 切断事故については、架空線事故が大半を占める。
- 具体として“**当事者の独自の判断(工事進捗を優先するために手順にない作業を行う等)**”や“**作業手順の不備**”“**作業関係者間のコミュニケーション不足**”が主な要因

赤字：今年度のポイント

対策の着目点

- 現行の取り組みを基本とし、個々の作業実施にあたっては**作業手順書を順守**するとともに、作業手順書が策定されていない作業が発生した場合においても、**元下間における作業手順の確認(必要に応じて作業手順書の作成)を行うなど関係者が十分なコミュニケーションを図る**事で油断や焦りを無くし、作業員一人一人の安全意識を再認識させる
- 工事事務発生後、速やかに**当該事故情報をメール配信等で適宜共有**することで事故情報の横展開を令和8年度においても引き続き実施【事故の見える化】

九州地整で定めている「R8工事事務防止重点目標・対策_事故防止対策」については、下記のとおりとする
また、「重点項目ごとの取り組み方針_(1)～(5)」の内容も含めて、**事務所及び受注者への周知徹底**を図る

【事故防止対策】

- ① 受発注者及び元請・下請間の**日頃からのコミュニケーションの充実**
- ② 作業員及び元請技術者(現場代理人等)が**作業手順を確認した上での作業を徹底。**
- ③ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
(※**事務所幹部職員等の積極的関与**)
- ④ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー

令和8年度 工事(業務)事故防止重点目標・対策

九州地方整備局の工事(業務)事故防止目標：

受発注者間連携による事故ゼロを目指して！

事故防止重点項目

- ・ 架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ・ 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止
- ・ 墜落・転落事故の防止

【事故防止対策】

- ・ 受発注者及び元請・下請間の**日頃からのコミュニケーションの充実**
- ・ 作業員及び元請技術者(現場代理人等)が**作業手順を確認した上での作業を徹底。**
- ・ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
(※事務所幹部職員等の積極的関与)
- ・ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー

重点項目ごとの取り組み方針

(1) 共通事項

- ① 日常的に元請負・下請負者(以降、「作業関係者」という)間のコミュニケーションを十分に図る
- ② 担当作業を担う作業員一人一人が作業手順(書)に基づく作業の徹底
- ③ 突発的な作業など、作業手順が明確になっていない場合は、単純な作業であっても過去の事故事例から事故等が予見される作業においては、作業関係者間(現場代理人等)での事前の作業内容の確認を徹底

(2) 架空線の切断事故の防止

● 架空線事故の発生状況

- ・事前に架空線位置の確認や防護対策は実施されているにも関わらず、切断事故が発生。
- ・施工エリア外(荷下ろし中、出入り口付近)でも発生。

● 要因

- ・作業の段取り替えのための移動中、予定外の作業時で発生。
- ・“多分大丈夫だろうとの思い込み”、“注意力散漫”などの不注意。

架空線切断防止の重点的安全対策のポイント・対策例

- ① 架空線の事前調査の徹底と結果の周知を含む作業関係者間のコミュニケーションの徹底
- ② 架空線事故が減少しない事実を再認識し、過去の事例等を踏まえ、繰り返し作業員へ周知徹底を図る
- ③ 施工エリア周辺(荷下ろし等が想定される場所)における架空線の防護や高さ制限装置の設置
- ④ オペレーターや見張員など多様な立場(配置)から視認できる注意喚起(のぼり旗、注意喚起ステッカー等)
- ⑤ バックホウアームの旋回角度制限装置やダンプトラックダンプアップブザー装置車輛の活用及び確認
- ⑥ 新技術やICT技術を活用した物理的な接近防止対策(架空線接近時に警告音が鳴る等)を検討
- ⑦ 架空線付近での作業時には見張員の配置、できるだけ単独作業は行わない
- ⑧ KY活動チェックリストの標準項目に架空線位置確認を追加検討

重点項目ごとの安全対策取り組み方針

(3) 地下埋設物の切断事故の防止

地下埋設物切断防止の重点的安全対策のポイント

- ① 『地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書』の遵守
- ② 最新の占用台帳に基づく詳細照査の徹底と占用企業者との確実な協議と確認の実施
- ③ 不確定な箇所では、現場関係者において作業内容等の共有を図った上で人力による試掘確認の徹底
- ④ 現地での位置出しの明示と作業員・監視員への周知
- ⑤ 試掘箇所以外での探査機による探査の徹底と適切な操作方法の周知

(4) 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故防止、建設機械との接触事故の防止

建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故防止の重点的安全対策のポイント

- ① 重機回送前に積込状況、搬送ルート確認の徹底
- ② 重機の死角への進入禁止に加え、作業範囲への立入防止に関する周知徹底
- ③ 重機移動時の誘導者の配置の徹底
- ④ 機械・工具の使用用途に応じた適切な使用の徹底
- ⑤ 作業を中断する場合は、機械・工具のスイッチを切るなど操作方法の周知徹底
- ⑥ **新技術やICT技術を活用**した物理的な接近防止対策(重機に一定以上接近した際にアラームが鳴る等)を検討

重点項目ごとの安全対策取り組み方針

(5) 墜落・転落事故の防止

墜落・転落の防止対策重点的安全対策のポイント

- ① 安全な作業通路・昇降施設の確保と施設点検の実施
- ② 2m以上の高所作業における転落防止柵の設置と作業員の墜落制止用器具(胴ベルト型・ハーネス型)の義務付け
- ③ 危険箇所(足場の開口部等)への立ち入り禁止標識の表示と作業員への周知
- ④ 高所における仮設物について、安全点検や長期間継続使用する際の引継(構造上の注意点)等の徹底

※ 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所では、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別講習を受けた者が行うこと

(6) その他 (交通事故関係、熱中症対策)

- ① 運搬経路上における交通事故危険箇所の事前把握と安全運行の徹底
- ② 交通安全施設や交通誘導警備員の適切な配置等による安全確保の徹底(特に、交通規制開始の準備・後片付け時、大型車両の後進時 等)
- ③ 「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン(令和8年3月)」を参考とした熱中症防止対策の検討・実施

事故データ分析

工事事故の種類 ～事故区分の定義～

○労働災害

工事や業務作業が起因して、工事・業務関係者等が死傷した事故

例：法面及び足場等からの墜落、重機との接触、工具の取扱いによる事故等

＜関係法令等＞

- ・ 土木工事安全施工技術指針（令和 8 年 3 月）
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働安全衛生規則等

○公衆災害

1）死傷公衆災害

工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故

例：重機との接触、歩道部段差による自転車の転倒等

2）物損公衆災害

工事作業が起因して、第三者所有物を破損した事故

例：架空線や地下埋設物の切断損傷等

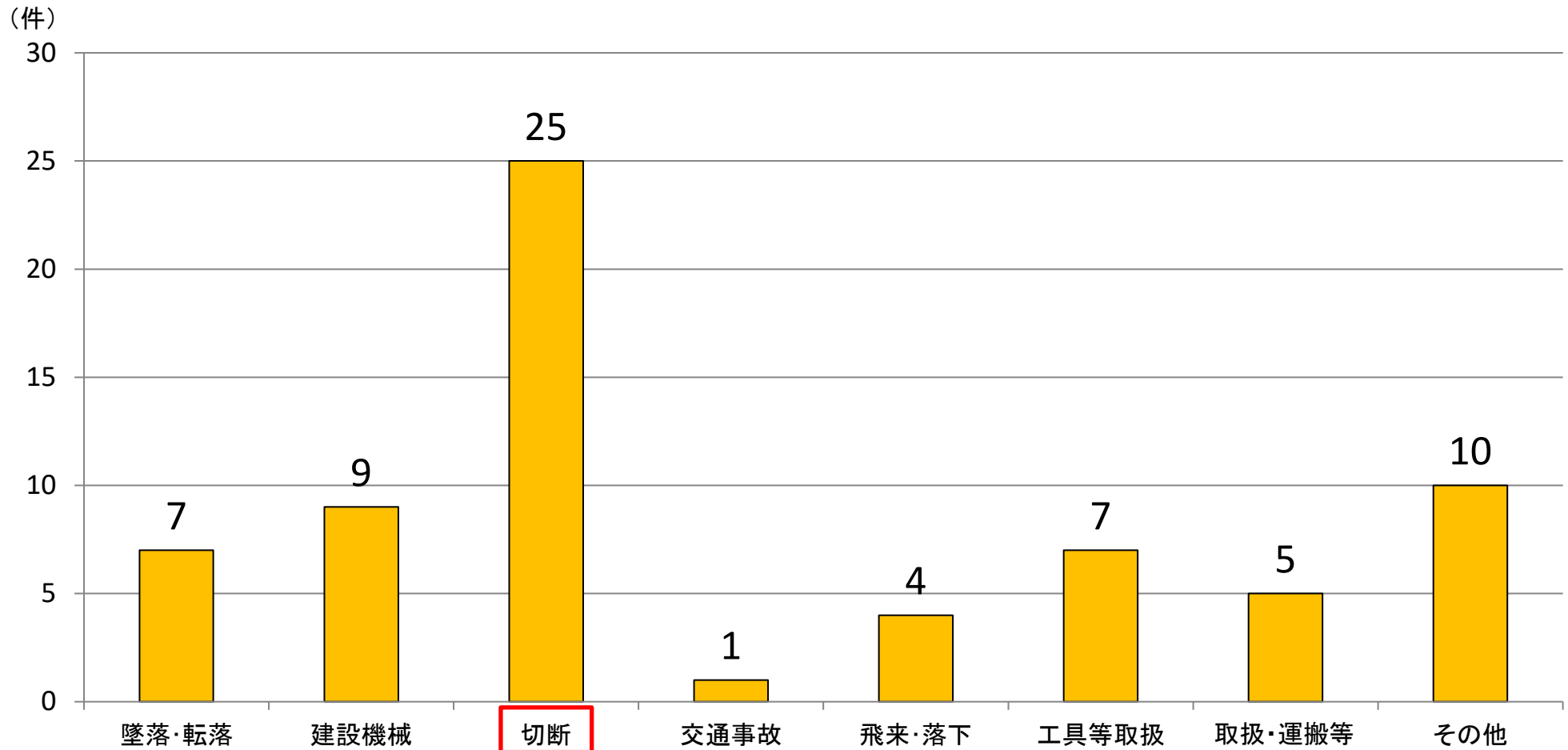
＜関係法令等＞

- ・ 土木工事安全施工技術指針（令和 8 年 3 月）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱等

直近3カ年における事故分類別の発生割合

直近3カ年における事故分類別の発生状況

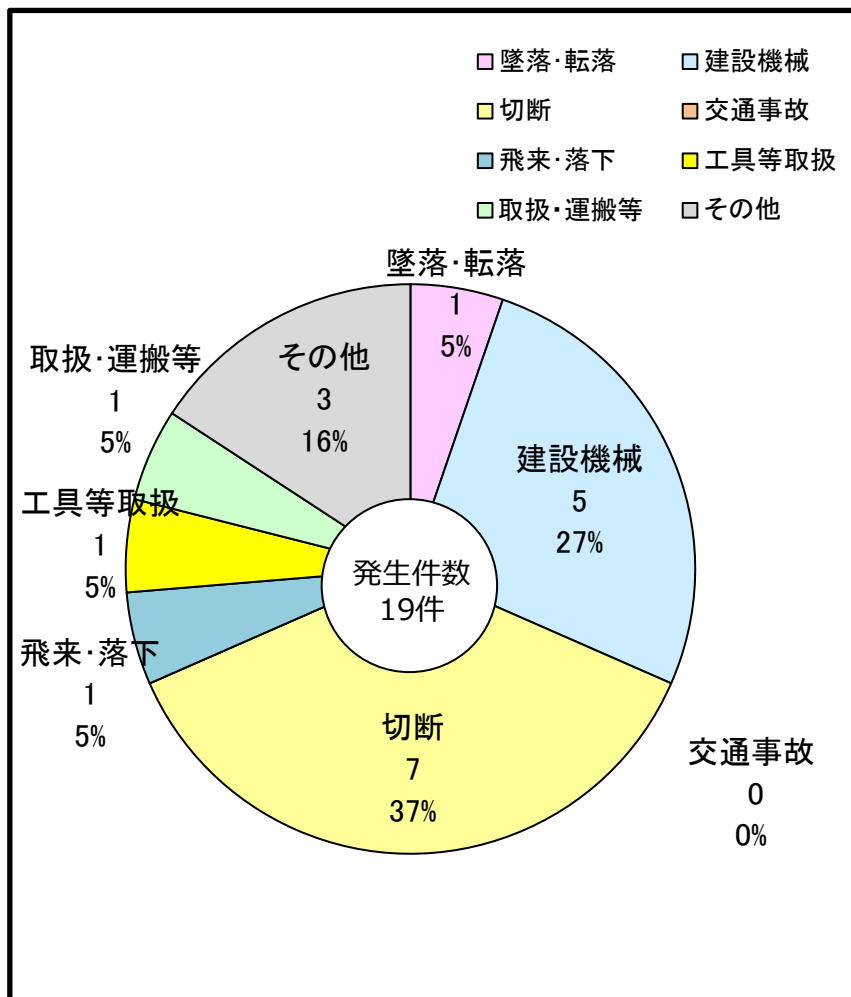
- 直近3カ年（R5～R7）では、「切断（地下埋設物・架空線）」の事故が25件と突出している状況。



※「その他」は、転倒による損傷や第三者被害等の計上。

令和7年度における主な事故の概要

令和7年度の主な事故の概要



特徴

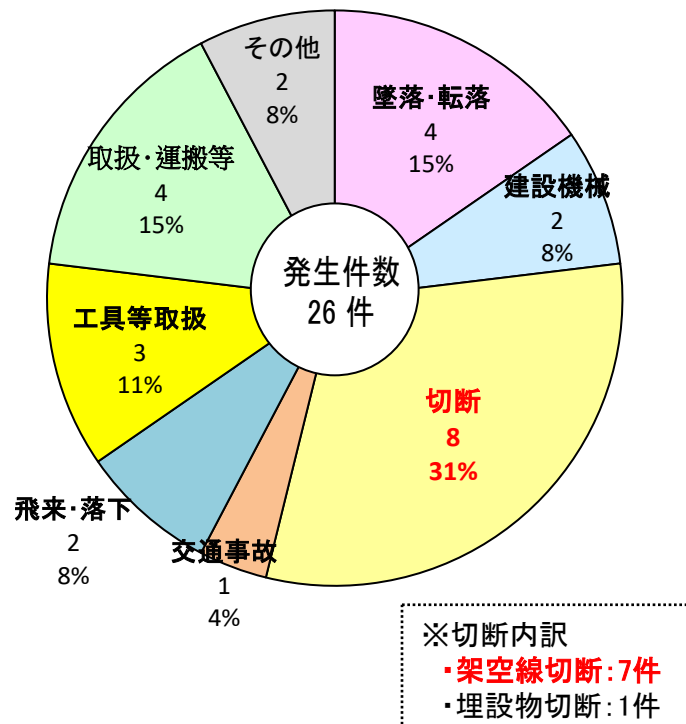
◇事故要因として、“**当事者の独自の判断**”や“**作業手順の不備**”“**作業関係者間のコミュニケーション不足**”が主な要因。

- ・バックホウによる法面整形作業時に、**立入禁止範囲の明示や誘導員の配置を行わない**まま、別の作業員が測量作業を行っていたところ、**バックホウオペレーターが測量中の作業員に気付かず接触**。(労働災害・死亡事故)
- ・河川の除草工事において、**当日作業が完了し解散した後、下請の判断により翌日の準備作業をしていた**ところ、架空線に接触。(公衆災害)
- ・土砂運搬において、**作業効率を優先するために、誘導員の判断により作業計画とは異なる場所に土砂を下ろした**際に架空線に接触。(公衆災害)
- ・集水枡設置作業において、当初2tダンプトラックで運搬予定だったが、ダンプの到着が遅れたため、**バックホウオペレーターの判断で作業指示と異なる吊り移動運搬中**に架空線に接触(公衆災害)

令和6年度と令和7年度における事故分類別の発生割合

- 令和7年度は、前年度に比べ事故件数が減少（－7件）した。（工事発注件数は横ばい）
→ 死亡事故については、1件発生。
- 事故分類は、令和7年度は、前年度同様「切断」が最も多く発生している。
→ 令和6年度よりは1件減少しているものの、事故割合では最も大きい状況

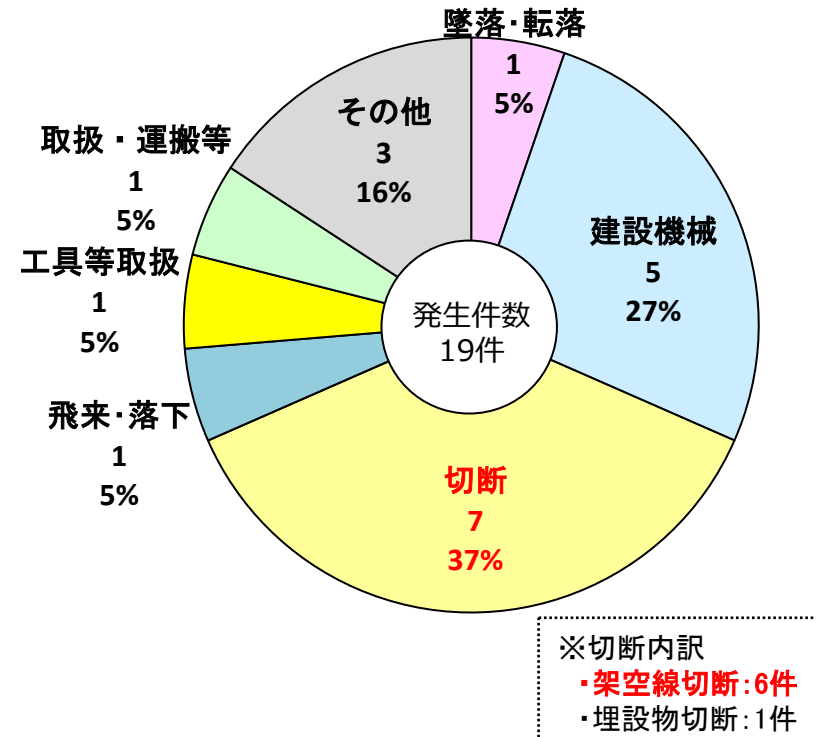
令和6年度発生事故 事故分類別



工事発注件数（契約）R 6 : 1, 195 件

発生件数
0.65倍

令和7年度発生事故 事故分類別



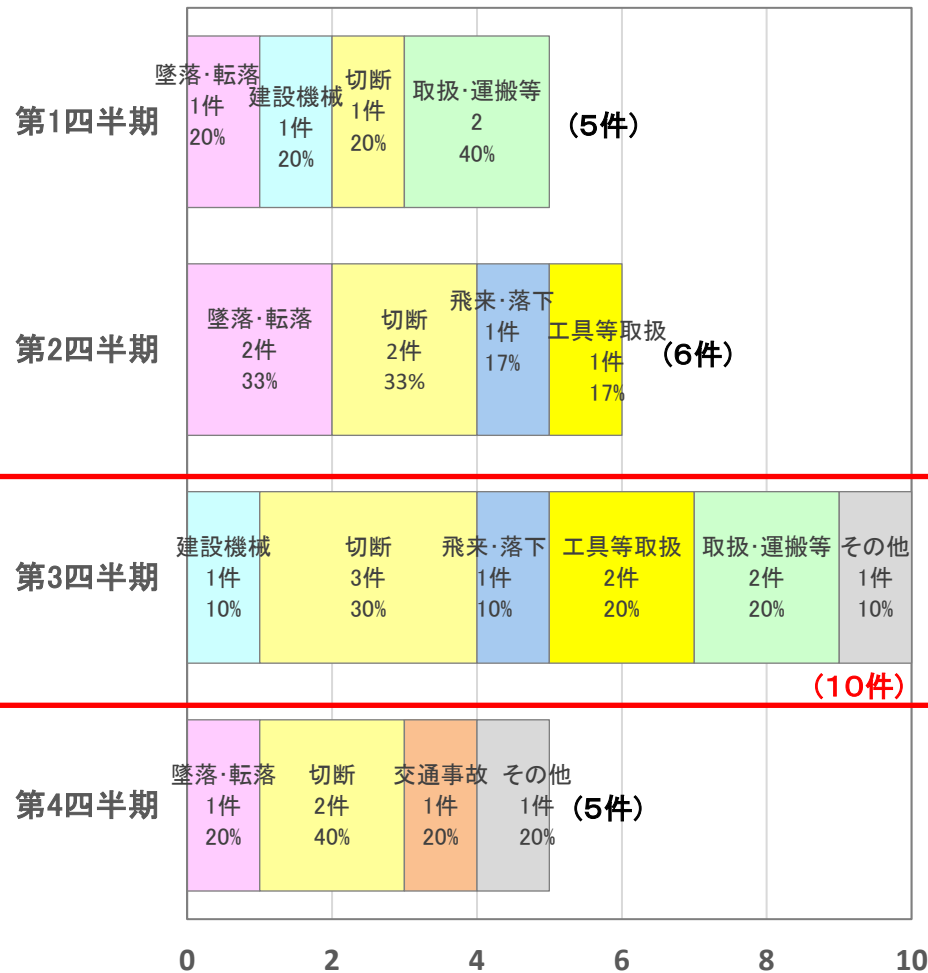
工事発注件数（契約）R 7 : 1, 120 件

0.93倍

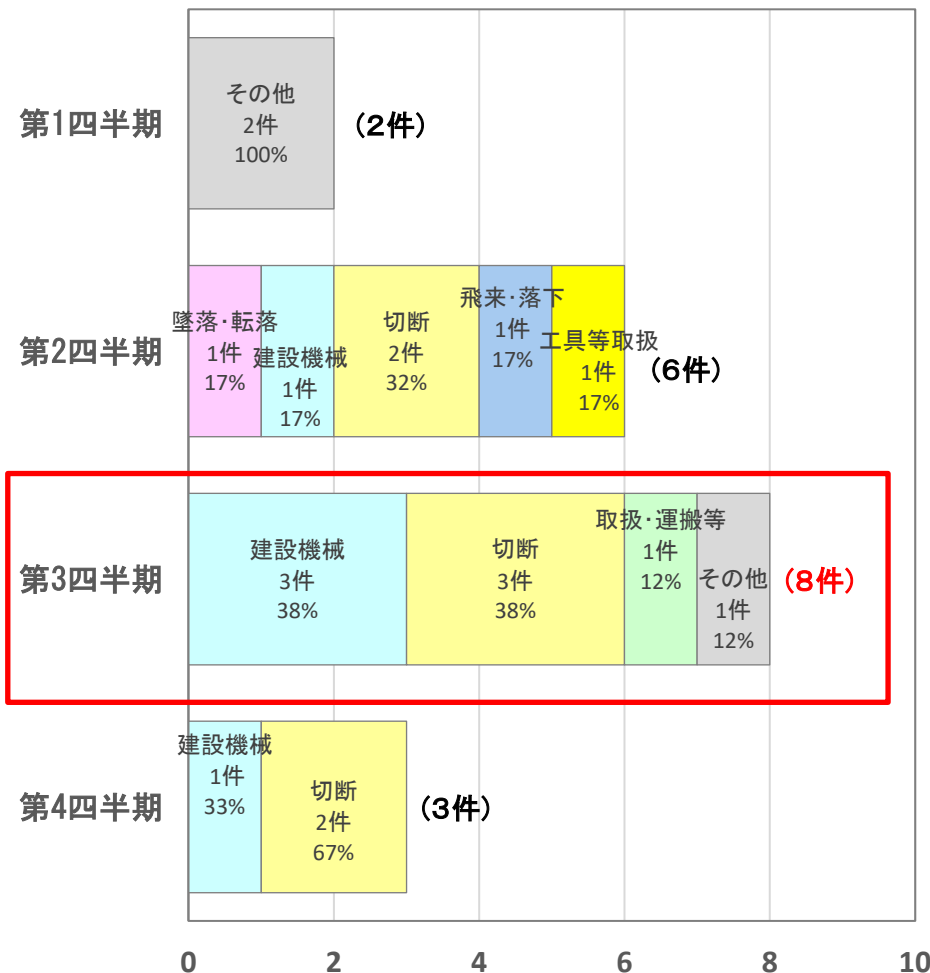
令和6年度四半期毎と令和7年度四半期毎における事故分類別の発生割合

- R 6 年度は、**第3四半期で事故発生件数が増加**
- R 7 年度も同様に、**第3四半期に事故発生件数が増加**

令和6年度(26件)



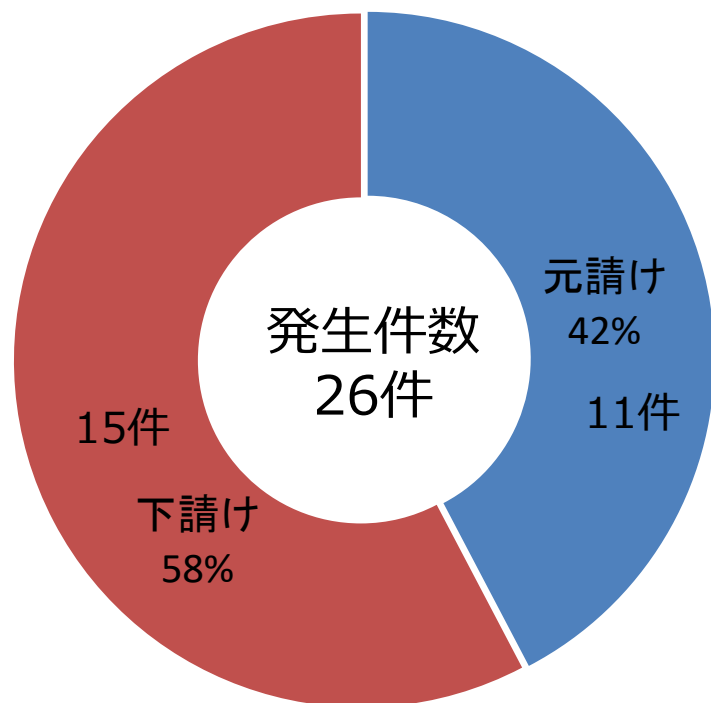
令和7年度(19件)



令和6年度と令和7年度における「元請け・下請け別」の集計

- 令和7年度は、前年度に比べ下請による事故が**減少（－3件）**。
- 一方で、**元請・下請での事故発生については、約6割が「下請」にて発生。**
→ 令和6年度より**5%増加しており、下請の独自の判断等が主な要因と想定。**

令和6年度の元請・下請内訳



令和7年度の元請・下請内訳

